

学術・教育委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本肝胆膵外科学会学術・教育委員会（以下「委員会」）という。

(適用)

第2条 委員会は、日本肝胆膵外科学会（以下「本会」）定款第25条及び定款細則第1号第8条に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の学術・教育に関する業務を所管し、肝胆膵外科学の進歩及び普及並びに肝胆膵外科学に関する知識を普及することによって、国民の福祉に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 定期学術集会の学術的内容構成についての検討・提言をする。
- (2) 定期学術集会に付随する学会その他の学術活動についての検討・提言をする。
- (3) 本学会Eラーニングによる教育方針や講義内容（講師&テーマ等）を検討する。
- (4) 本学会Eラーニングの講義（コンテンツ）を管理する。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務を行う。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長（担当理事）、副委員長、理事長、委員、次回学術集會会長、次回学術集會事務局幹事、次々回学術集會会長及び次々回学術集會事務局幹事をもって構成する。

- 2 委員長(担当理事)は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長(担当理事)を補佐し、委員長(担当理事)に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 委員は、委員長(担当理事)、副委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
- 5 委員長(担当理事)は、委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして参加させることができる。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長(担当理事)が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長(担当理事)とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。

ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議決等)

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(倫理規範)

第9条 委員会の業務全般については、本会の定めた倫理規範に従う。

(秘密保持)

第10条 委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

- 2 委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏えいしてはならない。

(内規の変更)

第11条 この内規は、本会規約委員会との協議及び委員会の議決を経て、理事会の承認を受け、変更することができる。

(附則)

この内規は、2024年9月27日から施行する。